

堺自転車環境共生まちづくり企画運営委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、堺自転車環境共生まちづくり企画運営委員会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、地球環境と人にやさしい自転車を活用し、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるに当たり、市民の意識を醸成・高揚し、また市民の自主的な活動を広げ、進めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 自転車を活用した環境共生まちづくりに対する市民意識の醸成に資するための事業の企画及び運営に関する事。
- (2) 自転車を活用した環境共生まちづくりに資する市民活動の支援に関する事。
- (3) 自転車を活用した環境共生まちづくりのための基本計画の策定についての調査及び検討に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(組 織)

第4条 本会は、別表第1に掲げる団体及び機関から選出された者（以下「委員」という。）及び本会が堺市民のなかから選出した者（以下「市民委員」という。）をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

委員長	1人
副委員長	2人以内
監 事	2人以内

2 委員長、副委員長及び監事は、委員及び市民委員の互選によりこれらを定める。

(職 務)

第6条 委員長は、本会を代表し、本会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 市民委員及び委員は、本事業を円滑に推進するために必要な調整を行う。
- 4 監事は、本会の会計及び職務の執行状況を監査する。

(オブザーバー)

第7条 本会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、委員長が委嘱する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議においては、次の事項を審議し、及び決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営に関する事項（軽易なものを除く。）

3 委員長は、会議を主宰するにあたり、構成員以外の者で必要と認める関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、堺市役所内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、堺市建設局自転車まちづくり推進室自転車まちづくり担当課長をもって充てる。

4 事務局長は、委員長の命を受け、本会の事務を処理する。

5 前4項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、委員長が定める。

(経費)

第10条 本会の経費は、堺市その他公的団体からの負担金及び助成金、本会の趣旨に賛同する協力金その他事業収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(解散)

第12条 本会は、その決議により解散する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成14年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 本会設立の初年度における会計年度については、第12条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻
財団法人シマノ・サイクル開発センター
財団法人自転車センター
堺自転車産業振興会
社団法人堺高石青年会議所
堺商工会議所
大阪府都市整備部交通道路室都市交通課
大阪府都市整備部鳳土木事務所地域支援・企画課
財団法人堺都市政策研究所
堺市建設局自転車まちづくり推進室
堺市産業振興局商工労働部ものづくり支援課
堺市市長公室企画部(政策企画担当)
堺市文化観光局観光部観光企画課
堺市環境局環境都市推進室
堺市建築都市局交通部交通政策課
堺市建設局土木部(交通安全担当)
堺市建設局自転車まちづくり推進室(自転車道整備担当)
堺市建設局自転車まちづくり推進室自転車対策事務所
堺市教育委員会事務局総務部教育政策課